

改正後	現行規定																		
<p>第1条～第25条（略）</p> <p>第12条 公認審判員許可証料</p> <p>○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。 ○公認審判員許可証を2種目以上併有の場合…最上級の許可証料を基本として計算し、2種目めより1種目につき500円（本体価格455円、消費税45円）を加算する。</p> <p>第13条～第25条（略）</p> <p>第26条 講習会開設申請料および受講料</p> <p>1. Bライセンス講習会</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">申請料、受講料 (円)</th> <th style="text-align: center;">(本体価格+消費税(10%))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設申請料1件につき</td> <td style="text-align: center;">3,600</td> <td style="text-align: center;">(3,273+ 327)</td> </tr> <tr> <td>受講料 1人 ※</td> <td style="text-align: center;">4,100円以内</td> <td style="text-align: center;">(3,727円以内+373円以内)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	申請料、受講料 (円)	(本体価格+消費税(10%))	開設申請料1件につき	3,600	(3,273+ 327)	受講料 1人 ※	4,100円以内	(3,727円以内+373円以内)	<p>第1条～第11条（略）</p> <p>第12条 公認審判員許可証料</p> <p>○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。 <u>○同一年度内においてB2級（B1級を含む）からA2級を取得した場合、またはB1級からA1級を取得した場合…500円（本体価格455円、消費税45円）</u> ○公認審判員許可証を2種目以上併有の場合…最上級の許可証料を基本として計算し、2種目めより1種目につき500円（本体価格455円、消費税45円）を加算する。</p> <p>第13条～第25条（略）</p> <p>第26条 講習会開設申請料および受講料</p> <p>2. Bライセンス講習会</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">申請料、受講料 (円)</th> <th style="text-align: center;">(本体価格+消費税(10%))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設申請料1件につき</td> <td style="text-align: center;">3,600</td> <td style="text-align: center;">(3,273+ 327)</td> </tr> <tr> <td>受講料 1人 ※</td> <td style="text-align: center;">4,100円以内</td> <td style="text-align: center;">(3,727円以内+373円以内)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	申請料、受講料 (円)	(本体価格+消費税(10%))	開設申請料1件につき	3,600	(3,273+ 327)	受講料 1人 ※	4,100円以内	(3,727円以内+373円以内)
種別	申請料、受講料 (円)	(本体価格+消費税(10%))																	
開設申請料1件につき	3,600	(3,273+ 327)																	
受講料 1人 ※	4,100円以内	(3,727円以内+373円以内)																	
種別	申請料、受講料 (円)	(本体価格+消費税(10%))																	
開設申請料1件につき	3,600	(3,273+ 327)																	
受講料 1人 ※	4,100円以内	(3,727円以内+373円以内)																	

<p>※ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。 <u>なお、J A F が主催する講習会の場合はこの限りではない。</u></p> <p>2.～4. (略)</p> <p>第27条～第28条 (略)</p> <p>附則 第1条 施行日 本規定は、2022年11月1日より施行する。 <u>なお、第26条については、2022年9月1日より施行する。</u></p> <p>以上</p>	<p>※ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>第27条～第28条 (略)</p> <p>附則 第1条 施行日 本規定は、2022年11月1日より施行する。</p> <p>以上</p>
---	--